

四日市市公平委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月24日

四日市市公平委員会委員長 富田俊治

四日市市公平委員会規則第1号

四日市市公平委員会議事規則の一部を改正する規則

四日市市公平委員会議事規則（昭和26年四日市市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(会議) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>委員は、会議の場所に参集できないときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方式をいう。）によって会議に出席することができる。</u>	(会議) 第2条 (略) 2 (略)
(議事録) 第6条 (略) 2 (略) 3 <u>議事録は、全ての出席委員の承認を得て確定する。</u>	(議事録) 第6条 (略) 2 (略) 3 <u>議事録には、委員全員が署名するものとする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。